

二次保健医療圏ごとに東京都看護師等就業協力員を配置し、各施設が実施する看護職員の確保に向けた取組を支援することにより、就業を継続できる仕組みを構築し、都内の看護職員の定着促進を図る。

①アウトリーチ型定着促進支援（旧・看護職員定着促進のための巡回訪問事業）

事業概要

看護師等就業協力員が都内病院を巡回訪問し、勤務環境改善や研修体制構築に向けた施設の取組に対して助言・相談等を実施する。

対象施設

都内中小病院

規模

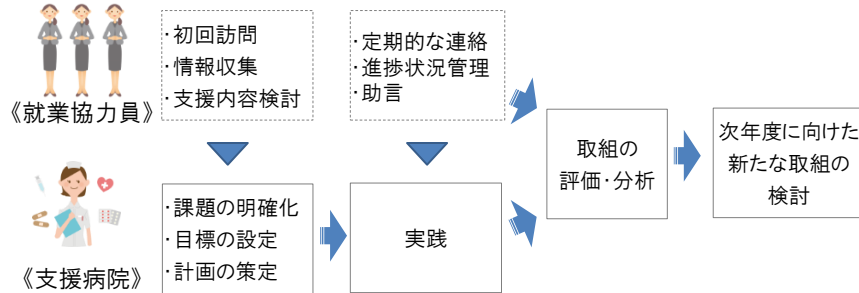
支援病院：年間13病院程度

支援内容

看護職員の確保・定着に資する対象施設における個別具体的な課題

- 【例】
- ・職員の教育体制
 - ・研修
 - ・委員会活動
 - ・業務改善
 - ・職員募集・広報
 - ・働きやすい職場づくり
 - ・その他、施設の要望に応じ対応可能な内容

支援の流れ



- * 1年間で課題を解決することを原則とする。
- * 看護管理者が変わった場合等は、引き続きの支援を可とする。
- * 就業協力員は、適宜外部有識者等の助言を受けながら、支援対象施設をサポートする。

医療勤務環境改善支援センター事業との連携推進

両事業の連携を推進することにより、勤務環境の改善に向けた支援体制の強化を図るとともに、支援の対象となる医療機関が利用しやすい環境を整える。

- ▶ 支援センター事業を推進する社労士及び医療経営コンサルタントに就業協力員を加え、看護部門への支援を強化する。
- ▶ 支援センターと本事業とがそれぞれ行う普及啓発やイベント時などに、お互いの事業周知活動を行う。

②集合研修型定着促進支援

事業概要

医療圏を中心とした看護管理者同士の研修会等の実施を推進することで、他施設からの参加者や専門家とのネットワーク構築を促し、もって看護管理課題への取組を支援する。

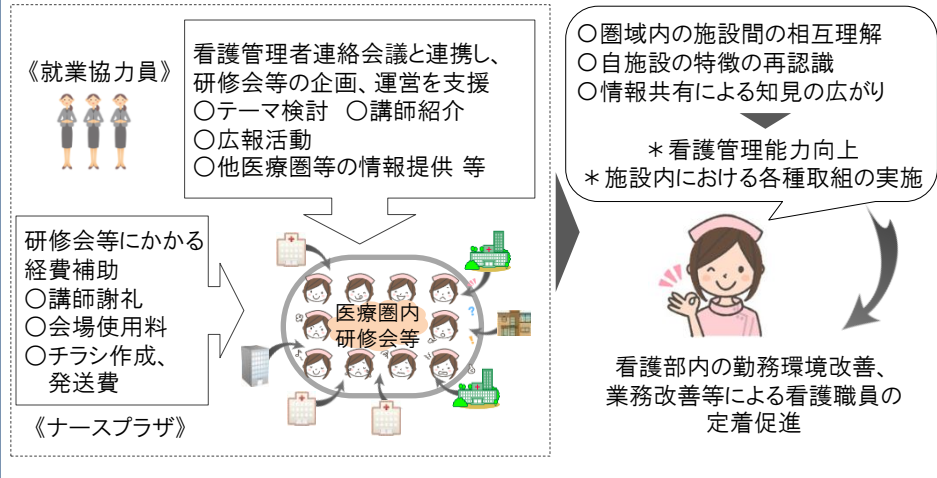
対象

医療圏ごとに、職層別（部長、師長等）、課題別に研修会等を実施

規模

年1回程度/医療圏を想定

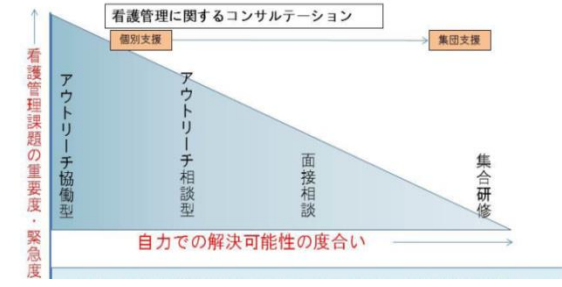
支援の流れ



《看護師等就業協力員》

看護師等の就業の促進、看護師等の確保に関する施策及び看護に対する都民の関心と理解の増進に関する施策を行う者として都が委嘱した者。
 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第11条第1項）

【参考】中小規模病院看護管理支援の種類



出典：中小規模病院看護管理支援事業ガイドライン